

印紙  
貼付

# 契 約 書

役務の名称 札幌市児童相談所一時保護所用複合機保守管理業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、  
（以下「受託者」という。）は、  
次のとおり契約を締結する。

- |          |                       |    |
|----------|-----------------------|----|
| 1 契約金額   | 金                     | 円  |
|          | （うち消費税及び地方消費税の額       | 円） |
| 2 履行期間   | 6年4月1日から<br>7年3月31日まで |    |
| 3 契約保証金  | 「免除」又は「金              | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり              |    |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

## 内 訳 書

- 1 基本料金  
円
- 2 契約単価

	区 分	契約単価
モノカラー	1 枚～200 枚まで	円
	201 枚～500 枚まで	円
	501 枚以上	円
	不良不出分としてモノカラー 合計額の 2%を控除	
カラーコピー	1 枚～1,000 枚まで	円
	1,001 枚～3,000 枚まで	円
	3,001 枚以上	円
	不良不出分としてモノカラー 合計額の 2%を控除	
カラープリント	1 枚～1,000 枚まで	円
	1,001 枚～3,000 枚まで	円
	3,001 枚以上	円
	不良不出分としてモノカラー 合計額の 2%を控除	

- 3 支払金額

一月ごとの支払い金額は、上記 1 の基本料金と上記 2 の契約単価に当該月の印刷枚数を乗じて得た金額から、不良不出による控除額（1 銭未満の端数切捨て）を減じて得た額の合計金額を比較し、いずれか高い金額を月額とする。また、当該金額の 10%に相当する額を支払い時に加算することとし、支払金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。